

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和2年7月31日（金）

（案件名）

- ・ 防災・減災対策について（説明案件）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内23394）

## 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

### (1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

### (2) 事業年度

令和元・2年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

### (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

### (4) 事業費

1.0兆円（令和2年度）

# 緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携しつつ、地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

## (1) 対象事業

※下線が令和2年度地方財政対策での拡充部分

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

【対象施設】 ※令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊（市町村分）、河川、農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、港湾・漁港防災 等

## (2) 事業年度

令和元年度・令和2年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

## (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

## (4) 事業費

0.3兆円（令和2年度）

## (5) 経過措置

令和2年度までに建設工事に着手した事業は、令和3年度以降も同様の財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

# 緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、令和2年度については5,000億円（前年度同額）を計上

## 1. 対象事業 【地方単独事業（(6)を除く）】

（下線部分が令和2年度地方財政対策での拡充部分）

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○防災拠点施設（地域防災センター等）</li><li>○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地</li><li>○非常用電源</li><li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等</li><li>○避難路・避難階段</li><li>○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（<u>浸水対策のための施設整備（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）を含む</u>）</li><li>○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）</li><li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li><li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等</li><li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備</li><li>○消防水利施設</li><li>○初期消火資機材</li></ul>	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li><li>○<u>洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要消防署の移転</u></li></ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化</li><li>○全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化</li><li>○高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等）</li><li>○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li><li>○災害時オペレーションシステム</li></ul>	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等</li><li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li><li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li><li>○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備</li></ul>
	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li><li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li><li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li><li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li><li>○幼稚園等</li></ul> <p>※消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</p>
	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

## 2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

## 3. 事業年度

平成29年度から令和2年度

## 4. 経過措置

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

（※）防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

## 緊急防災・減災事業債と全国防災事業債について

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための事業を対象とするもの。

### 1. 平成23、24年度

事業債名	旧 緊急防災・減災事業債(東日本大震災分)	
事業区分	地方単独事業(補助・直轄事業の継ぎ足し単独事業含む)	補助・直轄事業
財源確保の状況	<u>地方税において臨時的な税制上の措置(復興増税)を講じる</u> ことにより、地方公共団体自ら財源を確保	
地方債計画額	平成23年度:4,941億円、平成24年度:3,995億円(改定後6,641億円)	
地方財政措置	地方債充当率:100%、交付税措置率:70%	地方債充当率:100%、交付税措置率:80%

### 2. 平成25年度

事業債名	緊急防災・減災事業債(通常収支分)	全国防災事業債(東日本大震災分)
事業区分	地方単独事業(全国防災事業債の継ぎ足し単独事業含む)	補助・直轄事業
財源確保の状況	<u>地方公務員給与費の臨時特例対応分</u> として確保	
地方債計画額	4,550億円	973億円(改定後1,840億円)
地方財政措置	地方債充当率:100%、交付税措置率:70%	地方債充当率:100%、交付税措置率:80%

### 3. 平成26～28年度

事業債名	緊急防災・減災事業債(通常収支分)	全国防災事業債(東日本大震災分)
事業区分	地方単独事業(全国防災事業債の継ぎ足し単独事業含む)	補助・直轄事業
財源確保の状況	地方公共団体の取組実績やニーズを踏まえ、 <u>地方財政計画の歳出の重点化・効率化</u> を図ることにより所要額を確保	<u>各省の国庫支出金を踏まえ、所要額を確保</u>
地方債計画額	平成26年度:5,000億円、平成27年度:5,000億円、 平成28年度:5,000億円(改正後6,000億円)	平成26年度:983億円、平成27年度:2,397億円 <u>※国の全国防災事業費の廃止に伴い、平成27年度限りで廃止</u>
地方財政措置	地方債充当率:100%、交付税措置率:70%	地方債充当率:100%、交付税措置率:80%

### 4. 平成29～令和2年度

事業債名	緊急防災・減災事業債(通常収支分)
事業区分	地方単独事業
地方債計画額	平成29年度:5,000億円、平成30年度:5,000億円、 令和元年度:5,000億円、令和2年度:5,000億円
地方財政措置	地方債充当率:100%、交付税措置率:70%

## 経済財政運営と改革の基本方針2020（防災部分）

### 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

#### 2. 防災・減災、国土強靱化—激甚化・頻発化する災害への対応

（略）2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、その実施状況を踏まえ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る。3か年緊急対策も中長期的視点に立って具体的KPI（数値）目標を掲げ計画的に取り組むため、国土強靱化基本計画に基づき、必要、十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。緊急防災・減災事業債等についても、地方自治体の取組状況等を踏まえ、適切に検討を行う。（略）

# 緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

## 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

## 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

## 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

## 4. 事業費

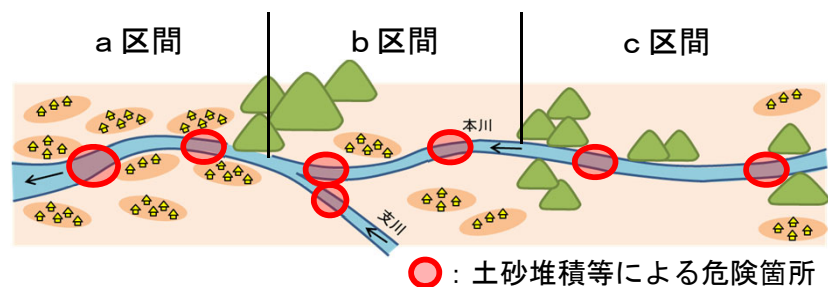
900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



【危険度の区分】

- a 区間：維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）
  - b 区間：維持管理上重要な区間（a 区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）
  - c 区間：氾濫による人家への影響が殆どない河川の区間
- ※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。